

経済産業省

20190417保第23号

発電用火力設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年6月3日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 福島 洋

発電用火力設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程

発電用火力設備の技術基準の解釈（20130507 商局第2号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和元年6月3日から施行する。

改正後	改正前
<u>（耐震性の確保）</u> <u>第1条の2 省令第4条の2に規定する耐震性の確保は、供用中に一度程度発生する可能性が高い一般的な地震動に対して、機器の破損により発電所の復旧に著しい影響を与えることを防止するため、日本電気技術規格委員会規格 JESC T0001（2014）によること。</u>	（新設）